

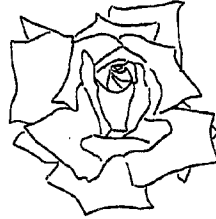
□ 発行 / 新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集 / 総務課 □ 毎月10日・25日発行

衆議院議員総選挙

投票日は12月5日(日)

参議院新潟県選出議員補欠選挙

投票日は12月12日(日)



白バラは明るいす
選挙のマークです

十二月五日は、任期満了による衆議院議員総選挙が行われます。また、これと同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われます。さらに十二月十二日には、参議院新潟県選出議員補欠選挙が行われます。

わたしたちにとっては、国政に参加する唯一の機会です。国民に与えられている権利を使う機会をわたくしたちはたいせつにし、棄権をしないようにしましょう。

▽新しく投票

できる人

○ 昭和三十一年十月二十六日から昭和三十一年十二月六日まで生まれた人で、昭和五十一年十一月十四日現在も引き続き住所を有している人

○ 昭和三十一年十二月六日以前に生まれた人で、昭和五十一年七月十七日から昭和五十一年八月十四日までにこの町に転入の届けを出して、昭和五十一年十一月十四日現在も引き続き住所を有している人

▽前住所で

投票しなければ

ならない人

昭和五十一年八月十五日以降に他の市町村からこの町に住所

を移した人(転入届をした人)

は、名簿登録の基準日である十一月十四日現在、名簿登録要件である三か月以上の住所期間がないため、この町では選挙権がありません。前住所地で投票することになります。

▽不在者投票

投票日の当日、仕事や旅行などで投票所へ行って投票することのできない人は、前もって投票をすませておく制度があります。これを不在者投票といいます。

「不在者投票をするには、難しい手続きをしなければできない」と考えられている人もおられると思いますが、手続きは簡単です。

手続きに必要な用紙類は、町の選挙管理委員会に備えてありますから、「印鑑」を持っておいでください。(入場券が届いていましたら、入場券も持ってきてください)

○期間

衆議院議員総選挙

十一月十五日から十二月四日まで

最高裁判所裁判官国民審査

十一月二十五日から十二月四日まで

参議院新潟県選出議員補欠選挙

十一月十九日から十二月十一日まで

(土曜日、日曜日でもできます)

○場所 選挙管理委員会事務室(役場二階)

○時間 期間中毎日午前八時三十分から午後五時まで

○その他

で

○時間 期間中毎日午前八時三十分から午後五時まで

○その他

で

○場所 選挙管理委員会事務室(役場二階)

○その他

で

棄権をしないで

みんな投票

しましょう

重度の身障者は

郵便による不在者投票を

郵便による不在者投票は、次の表に該当する身体に重度の障害のある人が、自宅で投票できる制度です。

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢もしくは体幹の障害	一級もしくは二級
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹の障害	特別項症から第二項症まで
戦傷病者手帳	心臓、じん臓、もしくは呼吸器の障害	特別項症から第二項症まで
戦傷病者手帳	心臓、じん臓、もしくは呼吸器の障害	特別項症から第二項症まで

郵便による不在者投票をしようとするには、所定の手続きが必要で、しかも、その手続きは選挙人と選挙管理委員会との間で、郵便によって行われるために日数がかかります。該当者は至急手続きをしてください。手続きのあらましは、次のと

おりです。
○郵便投票証明書の交付を受け

る。郵便による不在者投票をするには、事前に「郵便投票証明書」の交付を受けていなければなりません。

「郵便投票証明書」の交付を受けるには、所定の申請書に本人が署名し、手帳または知事が証明した書面を添付して、町の選挙管理委員会委員長に申請すること

とになっています。

この場合、選挙管理委員会委員長は、申請人が郵便による不在者投票をすることができると認められた場合は、「郵便投票証明書」を郵便で交付します。

○郵便投票証明書の交付の日から四年間有効です。で、たいせつに保管しておくてください。

① 投票手続きの方法
投票用紙および投票用封筒の請求

郵便による不在者投票のできる選挙人は、選挙の日の四日前までに所定の請求書に本

人が署名し、町の選挙管理委員会委員長へ投票用紙および投票用封筒を請求することになります。

② 投票用紙および投票用封筒の交付
選挙管理委員会は、投票用紙および投票用封筒の請求を受けたときに、所定の審査を受け、郵便による不在者投票をすることができると認めるときは、直ちに投票用紙および投票用封筒を郵便により交付します。

③ 投票
投票用紙および投票用封筒の交付を受けた選挙人は、その現在する場所で、投票用紙

に自ら候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、封筒の表面に所要の記載をすることも自ら署名をしてください。これに

さらに他の適当な封筒に入れ封をしたうえで、投票が在中する旨を明記し、早めに町の選挙管理委員会委員長に郵便で送付してください。

○所定の用紙は、選挙管理委員会が準備
用紙は、町の選挙管理委員会が準備してあります。

その他郵便による不在者投票に関することは、町の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

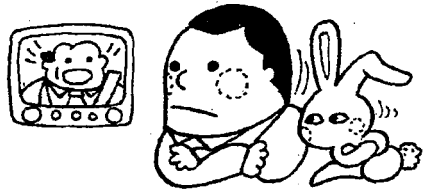
候補者を選ぶには……



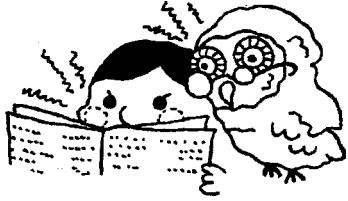
義理や人情に惑わされない



物に惑われない
お金の惑われない



政見放送をよくきく



選挙公報をじっくり読む